

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成6年9月30日作成)

(平成17年11月11日改正)

(平成20年8月25日改正)

(平成22年11月26日改正)

(平成29年3月31日改正)

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                      |                       |                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------|---------------------------------------------|
| 法令名     | 農業振興地域の整備に関する法律                                                                                                                                                                                                                                                 |                      |                       |                                             |
| 根拠条項    | 第15条の2第1項                                                                                                                                                                                                                                                       |                      |                       |                                             |
| 許認可等の種類 | 農用地区域内における開発行為の許可                                                                                                                                                                                                                                               |                      |                       |                                             |
| 法令の定め   | ○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項（別添1のとおり）                                                                                                                                                                                                                 |                      |                       |                                             |
| 審査基準    | ○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第4項<br>○農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）<br>○農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に基づく開発行為申請に関する事務処理要領（平成16年3月29日付計画第10739号農政部長通知）<br>○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2に定める農用地区域内における開発行為に対する知事の許可についての審査基準（別添2のとおり） |                      |                       |                                             |
| 標準処理期間  |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 北海道農業会議に<br>意見聴取する場合 | 北海道農業会議に<br>意見聴取しない場合 |                                             |
|         | 総期間                                                                                                                                                                                                                                                             | 50日・丹                | 25日・丹                 | (注：休日は含まない)<br>(市町村 )<br>( )<br>(総合振興局・振興局) |
|         | 経由機関                                                                                                                                                                                                                                                            | 15日・丹                | 15日・丹                 |                                             |
|         | 協議機関                                                                                                                                                                                                                                                            | 日・丹                  | 日・丹                   |                                             |
|         | 処分機関                                                                                                                                                                                                                                                            | 35日・丹                | 10日・丹                 |                                             |
| 処分担当課   | 各総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号： )                                                                                                                                                                                                                                     |                      |                       |                                             |
| 申請先     | 当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村の農業振興地域制度担当課 (電話番号： )                                                                                                                                                                                                                    |                      |                       |                                             |
| 問い合わせ先  | 農政部農業経営局農地調整課農地利用調整グループ<br>(電話番号：011-231-411 (内線27-221) )                                                                                                                                                                                                       |                      |                       |                                             |
| 備考      | (公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/standard_term_list.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/standard_term_list.htm</a> )                                                                                                               |                      |                       |                                             |

## 別紙1 [法令の定め]

### 農業振興地域の整備に関する法律

#### (農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為

二 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為

三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

三の二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為

三の三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの

五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

六 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの

七 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為

2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

3 市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。

4 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

6 都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都

道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって同項の許可があつたものとみなす。

9 第六項及び第七項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

10 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

## 別紙 2

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2に定める農用地区域内における開発行為に対する知事の許可についての審査基準

申請について次の各事項を検討し、これに該当する場合は許可しない。

また、許可後の事業計画変更承認及び事業承継承認の場合も同様の取扱いとする。

### 第1 開発行為の目的

開発行為により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合。

（1）開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途となり、その用途が固定化される場合。

なお、農用地区域内にある土地を現状のまま利用し、又は保全することを目的として行う開発行為であって、当該開発行為により設けられる工作物（建築物を除く）の種類、構造、規模等からみて、容易に移転し、又は除去することができる場合は除く。

（2）開発行為後の土地の状態が開発行為前の土地の状態に比べて農用地等への転換可能性が低下する場合。

### 第2 開発行為に係る被害防除措置

1 開発行為に係る土地の周辺の農用地等において、耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす場合。

開発行為により土砂の流出、崩壊、洪水、いっ水、湛水、飛砂、飛石、地盤の沈下を生ずるおそれがある場合等。

2 開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼす場合。

（1）開発行為により農業用排水施設が損壊される場合。

（2）開発行為により農業用排水施設に土砂等が流入して用排水が停滞する場合。

（3）開発行為により農業用排水施設に過大な水が流入して農地等にいっ水する場合。

### 第3 工事計画の確実性

1 申請者が当該開発行為を有する行為能力を有していない場合。

（1）申請者が個人にあつては、未成年者及び成年被後見人等の場合。

（2）申請者が法人にあつては、その事業目的が定款又は寄附行為等により定められた業務の範囲に適合しない場合。

2 申請書記載の工事計画を完遂する見込みがない場合。

資金計画等からみて申請書記載の内容どおり工事が施工される見込みがない場合。

3 開発行為を行うことに関し、他の法令による許可又は認可等を要する場合に、その許認可等の見込みがない場合。

4 その他、工事計画の確実な施行を妨げるおそれのある場合。

### 第4 その他

農業振興地域の整備に関する法律全体の趣旨に反すると認められる場合。